

E1氏 何の説明もなかったけどね。

E2氏 …?…私は…?…色々な勉強をしていますから、あれがいつも権利っていうふうに思うけども、ワーカーのほうから「そういう権利があるんだよ」とかっていうのはないですよ。

B12 保護が却下となった人に対し、今後の生活について必要な助言をするとともに、その人が他法他施策等の社会資源につながるのを支援する（紹介や直接の引継ぎなど）

→（非該当）

B13 他の社会資源への引き継ぎが困難なケースや手続き上のトラブルが生じたケース等について、必要に応じて査察指導員等に対応方法を相談する

→（非該当）



< C 処遇方針（援助計画）の策定 の過程 >

C1 処遇方針（援助計画）の策定にあたり、被保護者自身が生活課題を自分の言葉で表現できるよう支援する

①

—— Cの1番、今後どのように生活していきたいとか、どのように生活を維持したり、立て直したりしていこうと思っているといった言葉、向こうから「こうしろ」「こうしろ」と言うのではなく、Aさん自身の言葉できちんと表現できるように援助していただいているでしょうか。

A氏 あ、それは常に夫と、あの、何かにつけて、あの、ケースワーカーさんと話をするとき、常に夫の隣にいますので、そういう点では、夫はきちんとしゃべっていましたね、はい。

②

—— はい。あとは今だけではなく、今後の生活などについてのご自身の意見は、だいたいワーカーさんなどに？

B氏 そうですよ、もう、色々な……これから若くはならないし、年取っていくし、体もそれについていけなくなるから、もう……色々なことで、こう減らされてますよね。だから、介護保険が高くなって……うーん、何もかも色々なものが減らされてるから、まあ……生活も難しいと言えば、難しいですよ。うん。

③

C氏 はい。

④

D2氏 いや……。

D1氏 ないね。

D2氏 そういった場の設定というのは分からないけれども。

—— 処遇方針ということは聞いたことがありますか。

D2氏 聞いてないね。

—— 援助計画ということも聞いたことがない？

D2氏 はい。

⑤

—— Cの1です。保護が受けられることが決まったときに、生活保護を受けてからの今後の生活について、あなた自身の意見が言えるように対応してくれましたかという質問ですが、いかがでしょうか。

E1氏 うーん、あったことはあったんだけど、その頃……今だからこうやって聞く人が？聞かされるけ

ども、その頃はもう医者ですら嫌いだったんですよ。(笑)

— では、その頃はあまりお話も……？

E1氏 そうですね。あまり……ね、とりたてて話すってことは全然なかったですね。でも、そういうのがあって…?…しているのですけども。

— では「今後のことを一緒に考えましょう」みたいなことは、ワーカーさんとしては、たぶん言ってくれた気がするかと？

E1氏 ええ、もう6、7年ぐらい前ですけどね。

C2 処遇方針（援助計画）の策定にあたり、必要に応じて保護担当以外の関係者が集まる場を設定する
→（非該当）

C3 処遇方針（援助計画）に被保護者の希望や意思が反映されるようつとめる

①

— なるほど。それでは、そういった生活保護を利用しているときに、ワーカーさん達はご家庭にどのような目標を持って関わろうとしているのかとか、ご家庭はこういう生活の目標があるから、それに向けてどのような支援をしていったらいいかといった計画表のようなものは、見せてもらったことがありますか。

A 氏 それはないような気がしますね、はい。えーっと、どういう内容っていうと？

— 例えば「処遇方針」とか「援助計画」と言われるものなのですが、介護保険だとケアプランといいますね。

A 氏 ええ、あります、あります。

— あれは一緒にケアマネさんとかで「ご希望は？」とか「こんなふうに」と言って、見せて「いいですか」とサインというか……。

A 氏 ええ、ありますよね、はい。

— ああいったものを生活保護でも一応、支援計画といったものがあるのですが。

A 氏 最初にやっぱり子供達とか、そういうふうなところを調べられたときに「援助とかそういうのがあった場合は」って言われたんですけど、それはやっぱり今でも続いているので。

前の夫がよく「また生活保護課から援助ができるかっていう連絡が来たぞ」と言うのですが、あの……「いや、あなたが立派にね、子供達を育ててくれて……」。そのときはまだ父子家庭というのが、やっぱり対象にならなかったもので、大変な思いで子供達を育ててくれたので、それはいっぱい、やっぱり感謝しているんですけど「もう一生懸命やってくれたんだから、援助はもう離婚してね、できない。もう子供達も家庭を持ってるから援助できませんよ」ということで、あの、「丸を押ししてくれればいいよ」ってことで。

ただ、息子も前の夫を見ているもんですから、あの、Y市内は一緒に来るらしいのですが、娘のほうは嫁いだのですが、そういう連絡がないので、たぶんY市の中だけでやっているのかもしれないんですけど、I市に嫁いでいる娘のほうからは連絡ないんですよ。はい。だから、たぶんI市は除外といたら悪いんですけど、もう結婚もしているし、家庭を持っているということで、その連絡が行かないのかも分からないんですけど、前の夫のほうからは毎年毎年、連絡が来ます。「援助できるか、援助できるかという紙が来ているぞ」ということで。

— では今、Cの3になりますが、どうやらそういったものを作って、親族の支援状況とかを確認しているらしいということは分かるということですね？

A 氏 そうですね、はい。ただ夫のほうからは、Y県なんですけど、夫のほうから、そういう子供さんからの連絡はないんですよ。だから、県外は要するにY県だろうと、まあ、同じK県でもI市だろうと、Y市以外だったら、そういう連絡が来ないのかなっていう疑問はありますよね。

②

— あと、ワーカーさん自身は、保護を受ける方一人ひとりに援助計画というか、処遇方針を作っているのですが、そういったものがあるとか、そういったものを見せてもらったりすることはないでしょうか。

B 氏 いや、ないですね。

— それが今、C3番のことでしたが、

③

C氏 それはない。

— ないですか、はい。書いていることも知らされていないですね？

C氏 はい。

④

D2氏 はい、ないですね。

— はい、分かりました。C3については「なし」ですね。処遇方針を見せてもらっていないので、非該当ですね。

⑤

— Cの3です。「処遇方針」と福祉事務所では呼ばれているのですが、ケースワーカーが、生活保護を利用している方への支援の目標や支援の仕方について、処遇方針という形で書いているものを知らされたり、あるいはそれを見せてもらったりしたことはありますか。

E1氏 見せてもらったことはないですね。

E2氏 ないですね。

— 処遇方針というものを立てていることは、ご存知ですか。

E1氏 知らない。

E2氏 知らないですね。処……？

— 処遇方針です。

E2氏 処遇方針？

— はい。どんな援助をするかということ、生活保護を受けるときは最初に立てて、あとはだいたい毎年、保護基準改定の3月、4月頃に「では、今年度は」というように、新しく作り変えていくのですが、そういったことも全然？

E1氏 いや、全く知りません。

— 何も知らされて……？

E2氏 知らされてないですね。ええ。

— はい、分かりました。

C4 その人なりの自立にむけた目標を考えられる状況にあるか等、タイミングに配慮しながら被保護者に目標設定をうながす

①

— あとはCの4番、Aさんのご家庭の状況に合わせて、どのような目標を今後立てられるかとか、そういった目標設定ということ、もちろんご自身から訴えていくということもあるのですが、ワーカーさんのほうから促されるということはあるですか。

A氏 そうですね、今、高2の息子が同居しながら、バイトしながらがんばっているんだけど、やっぱり子供がもしも出ていった場合のことを、対策は、一応あとは……まあ、定時制高校なんでね、早い子は3年で卒業できるらしいんですけど、うちはちょっと、あの、まあまあの単位なので、一応、4年はいるんですけども。

もしも子供がね、あの……その、今の家から出ていった場合に、生活が今度はどういうふうになるのかってことは、やっぱり常に思ってますね。今は高校生として、親と同居していますけど、やっぱり社会人になって「ここから飛び出していくよ」という場合に、生活が今度はどういうふうに変わるのかなっていうことは、やっぱり気持ちの中にはありますね。

— それは、例えばワーカーさんのほうから「今、お子さんは定時制に行かれていますけど、今後、進路によっても状況が変わってくるけど」といったことは、中学校から、例えばここに越してきたときにちょっと話があったり、そういうことはあったのですか。高校のときでも、今また大学に進まれるときに、折に触れてというか？

A氏 そうですね、中学から高校にかけてのときは、そういうやっぱり説明は頂きました。だけど、ま

ずは卒業してから、またね、あの……子供さんが元気に卒業するまでは一応、今の問題なんだから、その卒業する間にね、「状況が変わったときに、またご相談しましょう」ということで、はい。

やっぱりまだ2年先のことをね、ワーカーさんと話しても、まだどうなるか分からないので。はい。だから、そういう、あの……中学、高校と違って、そういうときにやっぱり学校に入ったときなんか、色々とは話をいただきました。はい。

— なるほど。それで、ご自身からは、子供さんが高校に行かれて今後どうしていきたいといったことは一応、ワーカーさんに伝えてはいるのですか。やはり伝えたいけれども、今は時期的にまだ早いうから、もう少したってから相談しましょうという感じでしょうか。

A 氏 それはやっぱりそのつど、そのつどの対応なので……はい。

— でも、今、何となく頭の隅には「そろそろどうしようかな」というようには、ご家庭の中ではちょっと考えているという？

A 氏 ええ、私達は一応、子供と話しています。本人はやっぱりね、卒業したら、表にやっぱり……そんなことを言っただけ失礼なんですけど、やっぱり制限されるじゃないですか、生活保護を受けていると、こう、一生懸命働こうと思っても？ だけど、やっぱり働いた分……そんなことを言ったら大変申しわけなくは思っているんですけど、やっぱり子供にしてみれば、働いた分はね、やっぱり他の、やっぱり社会人の方と比べて……みんな少しは家庭の中に入れても、あとはもう自分で色々なものに使ったり、買ったりするのがやっぱり自由にできるといったら言い方は悪いんですけど、やっぱり制限されてしまいますので、常にいつも衝突はしていますね、我が家も。

もう生活保護でこれしか稼ができないんだから、限度内でがんばって生きていきなさいとは言っているんですけども、やっぱり……それがやっぱり心のわだかまりにはなっていますね。だから、もう二言目には「おれは高卒したら、ここから出て行くぞ」「一生懸命がんばってお金をいっぱい貯めるぞ」と言っていますけども。やっぱりこの、制限されて束縛されるというのは、やっぱり子供ながらに負担を掛けているのは悪いなどは私も……私達、夫も私も思っていますね、やっぱり。

ただ、その点では子供がやっぱり小さいときから、夫が障害者になったってことでね、あの……気持ち的には理解してくれているんで、ありがたくは思っていますけど、やっぱり子供自身はやっぱり学校へ行きながら、社会人の付き合いとかってあると「お前、働いていんのによ、付き合い悪いな」と言われるらしいんですけどね。やっぱり「生活保護を受けているから、おれは働いてもこれしかできないんだよ」ということは、やっぱり気持ちの中で、やっぱり言えないみたいですね。だから「ちょっと都合があるからよ」と言って、ごまかしてはいるらしいんですけども。やっぱり何かにつけて、そういうときは「おれんちはよ、一生懸命働いてもよ、だめだもんな」なんて言うからさ、「うーん」って。

— やはりその分、生活保護の収入の認定のほうに回るということですね。

A 氏 はい。だから、Sさんにも一応、抗議したんですね、子供自身も。やっぱり、あの……えーっと、今の段階だと1万円と、それから1万1000円は免除されるけど、それ以上は収入によって親を扶養しなくちゃいけませんよってことを、一応、子供を交えて、話は一応しましたね。そうしたら、子供が「じゃあ一生懸命働いても働いても、親の面倒を見なくちゃいけないんだ」って。ということはやっぱり、じゃあアルバイトしないほうが……まあね、偏屈な言い方をすれば「じゃあ、アルバイトをしない子は一番いいじゃんか」とは言っていましたけどね。

やっぱりそういう問題じゃなくて、やっぱり働くってことは、やっぱりお金をもらうということとはどんなに大変かってことをね、私達は経験してもらいたいし、本人もやっぱりパッと社会に出たときにね、とまどうことがないようにと思って、わずかながらでも、まあ、親を扶養するってことはこんなに大変だよってことを、やっぱり体験を通してね、あの……あの、実現してもらいたかったの。はい。

— ですよ。

A 氏 はい。生活保護を受けているから、何でもかんでも「おめぐみ」といったら言い方が悪いんですけど、「助けてもらうっていうんじゃないで、やっぱり返すという気持ちもね、心のどこかでないと大変なんだよ。お互いがやっぱりこれは大事な税金の中で、私達が使わせてもらっているんだから、そういう点ではね、やっぱりどこかで返すという気持ちをね、家族の中でも持っていかなないとだめなんだよ」ってこと……「うん、分かっているけどさ、でも、いつも一生懸命働いても、働いても、おれの小遣いには足りないんだよな」ってことで、はい。

— 17、18歳のお子さんにとってはね、周りの人は親から小遣いをもらっているというときに……。

でも、その辺はたくましくあれして生きるすべをきちんと。

A 氏 ね、ありがたいと思っているけど、でも、それなりに、あの、やっぱりあの、そのときの担当がSさんだったんですね。で、うちもやっぱり高校に入るのには、入れて色々な準備金が必要じゃないですか？ それで、そのときに社協さんにも2月頃、学校のほうから、先生からご連絡いただいたもんですから「Aさんちは生活保護を受けているから、高校に入るといっても、色々な入学金の準備金が必要と思うから、社協さんに行ってください」って言われて、社協のほうに相談したんですね。あの……えーっと、福祉介護センターの中にある、4階の中に。

そのときに「いや、Aさん、介護を受けていても、生活保護を受けていても、今度高校の方が認めてもらうようになったので、生活扶助として出るから、その足りない分はバイトをして補ってください」。で、「そのAさんに使う分を違う方にね、回してあげようじゃないか」っていうことで、子供も一応、説得されて「いや、バイトします」って言ってすぐに。ええ、バイト、入学してすぐに、もう10日ぐらいからもう始めて、もうかれこれ2年近くなるんですけど。はい。

だから、そういう点ではね、あの、こう……社協の方も、生活保護課の方も一緒に来られて話をしてくれたんですけども、やっぱり子供も「しっかりしなくちゃ」って気持ちはやっぱりありますよね。で、自分だけがそれを助けてもらうじゃなくて、じゃあおれが働いた分は、あの、収入でまかなって何とかやっていければ、まあ、生活扶助費で高校も認めてもらったってことで「じゃあ、この分は誰かのために役に立つんだ」ってことで……はい、その点はやっぱり理解してもらったことは、やっぱり親としてもありがたいと思います。

やっぱりね、やっぱり中学卒業して、まだ……ねえ、ひよこなのに「もうバイトしなくちゃ」という気持ちをそこでね、2月頃にこう、心構えていうんですか、準備したっていう気持ちは、やっぱり親にとっては、やっぱり感謝の気持ちでいっぱいですね、そのときは。

—— 一緒にそういう社協のところに行ったりとか、そのやりとりなんかを聞かれているあいだに、お子さんの中でも何かそのような気持ちになってきたのでしょうか。

A 氏 はい、そうですね、だから、もうすぐに……ええ、バイトを見つけてきましたね。

—— ああ……では、今のはCの5だけではなく、6のことも一緒にちよっと含まれて……。

A 氏 あ、色々なことをしゃべってしまって、申しわけないんですけど。

A 氏 S会にお世話になる前に、大事件があったんですね。で、その合併2級のときに、やっぱり倒れたときに、あの……私がやっぱり働いていますよね？ そして、そのときに救急で運ばれたこともあるんですけども。Sさんの担当の前の方なんですけど、名前はちよっと控えさせてもらいますけども、その方が脅迫したんですよ。

—— 脅迫ですか。

A 氏 はい、脅迫されましたね、「働かないと、生活保護を打ち切るぞ」っていうことで。単独の2級は介助が要るんですけども、合併の2級は介助が要らないんですね。それで「それはおかしい」っていうことで、今の先生になる前の、そのMにあるK先生が、あの……一応、あの、私が具合が悪くて通っていたもんですから、そのときに「Aさん、ちよっと立ってみなよ」って言われて、夫が一応こう、診てもらったんですね。まあ1級、2級の場合は医療保険もなくても、一応、国の制度で診てもらえるもんですから、まして、まあ、生活保護を受けているので、医療費はあとでもいいっていうことで。でも、一応「1級、2級は大丈夫だよ」ってことで、はい。

で、こう、診てもらったら、いや……あの、障害者手帳を見たら「何でこれは合併の2級なんだ」って言われたんですね。「いや、でも一応、こういうふうに言われているから」って。それはK整形外科に通う前にS病院にもやっぱり通っていたんですけど、それでもやっぱり合併の2級だったんですね。それで「こんなことじゃ大変だよ」ってことで、全部その、あの……障害者の認定をやったばかりで、私達が第一号の患者だったんですけど、その認定の資格を持っていたもんですから、全部調べてくれたんですね。そうしたら「これはとんでもない。合併2級じゃないんだ」って。

で、市役所の担当、障害福祉課のほうにまず電話をしまして。で「今、生活保護を受けているから、生活保護のほうに回してください」と言って、その生活保護のその当時の担当に一応、電話したんですけど。「明らかにこれは障害2級なんだから、もう奥さんは常にそばにいなくちゃだめだ」っていうことでね、一応、認めてもらったんですけど、その合併の2級のときに「働かないと生活保護費、打ち切るぞ」って言われました。それは今でも覚えています。

—— 奥様のほうにということですね？

A 氏 はい。結局、私が働いて足りない分は生活……まあ、そのときはまだ障害認定されてなかったん

で、あの、一応……あの、年金掛けていたんで、年金は少しは入っていたんですね。だから、年金が入っていたときに、そういうふうに脅かされて、まあ、一生懸命がんばったんですけど、今度は障害2級になって認定されて、それに行ったんですよ。それでもなおかつ「働け、働け」って言われて。働いているときにそういうふうに倒れたんですね。

で、障害認定されて、それで半年ぐらい掛かるんですね、あの認定も、社会保険庁のほうに手続きに回して。その前にですね、やっぱりその半年間のあいだに、私達はやっぱりパートの中で働いていたんで、確か5万ぐらいあったと思うんですね、収入が。で、夫は常におびえながら、家で留守番してたんですけども、そのあいだに3回近くは、やっぱり救急車で運ばれたんですけども。

その社会保険庁からやっぱり障害認定にされた場合に、年金制度が変わりまして、障害の年金が入ってくるんですね。そのときに五十何万というのが入ったんですよ。そうしたら、言い方が「払いすぎだ」って今度は来たんですね。「払いすぎだ」って言ったって、私達は認定されて、？談判したじゃないですかって言ったんですね。「障害2級になったんだから、今度は家族が付き添っていかなくちゃだめなんですよ」って。だけでも「働け、働け」って脅迫されたもんですから、そのあいだに結局、私が半年間働いたんですね。

で、「30万円は、じゃあこれ差し引いてくれ」って言ったのね。結局、認定されて、その「働け、働け」っていうあいだに、入院したり、色々なことでやっぱりお金が掛かるわけじゃないですか。それを、その30万円が入ったんだから、それを差し引きした二十何万をおれ達が払うからと言ったんですね。そうしたら「あくまでもこれは国として没収しますから」ってことで「まるまる五十何万を払ってください」って言われたんですね。

で、「おかしいんじゃないか」って。ね、「私達は隠れてやったわけじゃないんだ」「障害2級の単独になって、こうやって認定されてきたんだから、本当はこの時点からね、女房は働かないで、おれの面倒を見なくちゃいけないんだ。だけど、あなたは知識を知らなかったために「働け、働け」って脅迫されて働いて、それで、そのもらったお金が30万、そのお金を何で差し引きできないんだ」って言ったら「いや、これは国の法律で決まっていますから」。一応、収入は収入と認めなければいけない。「じゃあ、その入院したりするあいだにね、色々な雑務で掛かったお金は誰が工面するんだ」って。「いや、一応それは生活保護の中からやってください」って言われて……ええ、もう2時間近く。うん。でも、上司もやっぱりどうしていいか来られたんだけど「一応、決まりですから」って。うん。「でも、この認定される前、おれ達は脅迫されたんだぞ」って。

— その働いた分の収入が30万？

- A 氏 はい、ありました。5万ずつ一応。何万も返ってきて、1万弱のやっぱりほら……ね、あの、交際費みたいなので除いた他の5万はありましたんで、6ヵ月間はやっぱり……あの、社会保険庁から連絡が来て、6ヵ月間はあったんですけど、その6ヵ月の30万を引いてもらうことはできないのかって言ったんですね。そうしたら「いや、それはできません」って言われた。だから「その代わり毎月何万払って」「冗談じゃない」って。

ねえ、30万他がね、あの、差し引いて残りの二十何万をね、その生活保護の決まっている枠でね、払える金額なら、がんばっても払えるって。だけでも、そっちをまるまる没収されて、残りの五十何万をこれから払っていくのにな、あのときに2万とか3万……3万近いお金を言われましたね。そのお金が入ったって……ね？ これから返すにしたって、その今までの分、借りた分、払わなくちゃいけないんだと。

生活保護を受けていて、本当は貸し借りはいけませんですけども、やっぱりきょうだいか子供達に借りるわけじゃないですか。生活保護を受けているから、そういう……あの、借り入れ、今ね、保険証っていうのはないから、あの、サラ金とかそういうのとか、できないんで、子供達から借りた分をやっぱり「返す」って約束しているものですから、まあ、「こういう認定をされたから、戻ったら返すね」って言って、とりあえずは少しずつ返したんですね。前の夫とか、面倒みてもらいましたので、生活、助けてもらったので。

でも、やっぱり生活ができない、援助ができないってながらも、やっぱり「困っている」って言えばやっぱり……ね、あの、向こうの別れた家族も「そりゃ大変だ」ってことで、一時はこう、あの……応援してくれたんで、そのお金はやっぱり「返すよ」っていうことで。そういうのにこう、割り振りして返しちゃうと、ないじゃないですか。その、確かにね、五十何万入ってはいるけども。

だから、その点ではもう「3万近いお金を返してくれ、毎月毎月」って言われたんだけど「30万円はまるまる取られてね、それで残りの60万近い、55万ぐらいのお金を3万ずつ払って、おれ達

の生活はどうするんだ」って言って。それで1万5000円に、半額にしてもらいまして、もう約55万だから、1万5000円って年間15万ですよ、3年か4年掛かって払いましたね。

— ただの過払いで、制度が変わったから過払いになって、分割して返済というのは、またちょっと……。

A 氏 違うんです。もう事前に、事前に、あの、私達はもう本当に、先ほどから本当に何回も言いますように、何かにつけてもこまめにこまめに、生保のほうには一応、お世話になって……ねえ、お世話になって生活させてもらっている以上は、どんな小さいことでもやっぱり報告しなくちゃっていう義務があるのと同じで、そういうことももう事前にしゃべってはいたんですけど、やっぱりそういうことを言われましたね。

それで、今でもNさんに言うんですけども「Nさん、これがもしもS会のね、前に、そういう事件があれば、Nさん達に相談できるんだけど」と言ったんです。だけでも、たまたま、あの、あの……そのIの中でバイトをしていた方が、私は子供の同級生で、ヤクルトを十何年やったときのお客様だったんですよ。

で、夫は夫で、タクシーになる前に不動産屋さんに勤めていたものですから。で、不動産はバブルがはじめてタクシーの会社に、もう何年か……ね、もうタクシーをやったことがあるんで、じゃあ手取り早いんでタクシーに移ったんですけども。そのタクシーをやる前に、その不動産屋さんの関係で、Iに働いていた方が「あら、Aさん」って言われて、「あら、Aさんって、何、お父さんも知ってるの」って言ったら「いや、おれは不動産の関係で知ってるんだよ」って言って。

で、その方から、そのS会の新聞を頂きまして、で、この新聞で、そのN通りのクリーニング屋さんの方がちょうどこの担当か何かしていたんですよ。ご商売をやっていたもので、あの、知り合い同士だったみたいなんです。それで「この新聞を持って行って、ここのお店に行きなさい」って言われて。それで、その、あの……紹介された方に持っていったら「あ、すぐに、じゃあそれは大変だ」っていうことで、ここに事務所がまだできる前だったんで、向こうのTのお風呂屋さんの前で、一応、その新聞を持っていったんですけど。

— ああ、昔のS会まで一応、持っていった？ はい。

A 氏 はい。それで、初めてこのS会というのを知ったんです。はい。

— ああ、そういうのがちゃんと分かって、後ろでバックアップがあれば「そこで」と思いますね。

A 氏 ええ、あればね、そこをね、あの……うん、あの、何て言うんですか、立ち会ってもらって話もできたんですけど。何も知らないで、本当にまあ、言われるままって言っちゃ申しわけないんですけども。まあ……ねえ、収入が入っていて一応、払うのは……ねえ、あの、返す義務もあるし、あの……収入を認められるっていうのも、やっぱりそれは法律で決まっはいるんですけども。何も知らないでね、私達が突発的にやったんならば、それはしょうがないんですけど、もうそういうふうに事前に報告しても、なおかつ脅迫されて、それで「そういうふうな制度があるから」って没収されて。で、55万近いお金をね「分割で3万近く払え」って言われたって「どうやって生活するんだ」って。

— うーん。ちょっとね、そんなにこじれてしまうと。

A 氏 そうですね。だから……だから、今でもNさんにね、そういうことがある前だったら、色々なことがね、今後のためにもやっぱり……ねえ、あの、自分達がよければいいものじゃなくて、やっぱりそういうときになって「働け、働け」って言われても、認定されるのはやっぱり遅いじゃないですか。

そのときに働いた分がね、その過超金として認めて「払いなさい」って言われたときに、じゃあ、そのお金を差し引いたり何なりね、できるできないは別にしても、そういう制度をね、用意していただければ、今後何か病気で急になったときに、等級が変わったときにね、ただの年金が障害年金なんかになった場合に、そういうときに、何かあったときに、やっぱりそういう制度がね、きちんとしていればね、ありがたいよねってことはときどき何かのときにね。だから、夫もここへ来たときはその話をしきりにしていました。「S会を知っていればな」って。

でも、そのIのあそこで知らなかったら、私達もS会というのは、まるっきり知らなかったのです。何でかっていうと、家のほうはSといっても、SとZのちょうど境にあるんですよ。だから、そういう今、一生懸命やっているチラシがありましてね、あそこで皆さんががんばって配っているチラシが、あれがね、全然入ってこないんですよ。

— ああ、そうですか。

A 氏 ええ。だから、そういう制度もあるっていうのも知らないし、生活保護を受けていても、やっぱりその……ね、私達は働いているから、その、いつかいつかでもらうんですけども、働いたあとに、あの、まだ……あの、4時頃まで一応、来てくださって言われたんで、あの、3時に一応、仕事が終わるもんで、そのあとに来ただけど、そのピラ配りしている時間帯に会わなかったんです。

— なるほどね。

A 氏 はい、はい。だもんですから、全然知らなくてね。はい。で、そういう……ほら、あの、まあ、今この辺で言えば何か、あの……あの、税金の関係だっけこう、配るじゃないですか、一軒一軒こう、ポストなんかに入れて？ そういうのも入ってこなかったもんですから、まるっきり知らなくて。うん、だから……。

— 1年早ければ。

A 氏 そう。そういうチラシをね、やっぱり常にありがたく思って「ああ、配らなくちゃな」っていう気持ちは、やっぱり切実に思いますね。どこかで役に立っていただければって気持ちは、私達はやっぱりひしひしと感じますね。だから、あの……障害の夫を抱えながらも「何か役に立つときは言ってね、できるできないは別にしても」って、一応、Nさんにはお願いして、させてもらうことには一応ね。

— 今日はお留守番？ (笑)

A 氏 いやいや、そうじゃないんですけども。やっぱりね、自分にはできなくても、どっかでできるところがあってね、ちょっとでも役に立てればいいなって気持ちは、やっぱりS会に、あの、「お世話しているんじゃないよ」ってよくNさんがおっしゃるんですけど、そうじゃなくて、やっぱり「自分達はやっぱりお世話になっているんだな」って気持ちがあるんですね。

うん。だから「そんなね、気持ちになっちゃだめだよ」ってよく言うんですけど、やっぱりしてもらいからありがたく、あの……私達も制度を使わせてもらって、色々なところでお役に立ててもらえばいいなって思うのも、やっぱり体験を通して言えることであって……はい。

だから、本当に何かにつけて、その紙がね、もうちょっと早くに、へんぴなところまであれば、だいぶ違ったなってことはやっぱり……あの、第一声で言ったことあります、向こうの事務所に行ったときね。はい、今……あのときFさんとか何とかって方が、もう亡くなられた方だったんですけど。

— ああ、S会の事務局の方で。

A 氏 はい、はい、はい。あの、男性の方だったんですけど「もっと早く」って。「もっと早くって言われたって、もう事が済んじゃったわよ」って言って、かなり騒いだんですけども……。 (笑) はい、そういう体験もありました。はい。だから、そういうことをね、やっぱりこれから受ける方に、何かのときに、あの、やっぱりそういうのをきちんとしてもらったほうがいいんじゃないかなとは、いつも思っています。

— ただね、「制度が変わったのでしょうがありません」と言われても、実際に生活している方にとつてのことですから。

A 氏 そうですね、大きなお金でしたから、はい。で、入院すると、やっぱりひんぱんにお金が掛かるもんですから、はい、大変なことを一応、体験しました。はい。ちょっと長くなって、申しわけありませんでした。

— いえいえ。いいです、いいです。

A 氏 はい、でも、これは大事なことでね、これからやっぱりね、年金を受けている方にやっぱりどんなことがあっても、そういう話は事前に説明しておいてくれれば、ありがたかったかなとは思っています。



— Cの4番、今これから生活されるときに「当面どんなことが生活の目標だ」といったことは、一緒にお話されたりしたことがあるでしょうか。

B 氏 ないですよ、ワーカーさんとは。

— ワーカーさんとは、保護を受けるようになってから、今まで1回だけですか。3人？

B 氏 そうですね、人が替わったときに。

— あ、人が替わって？

- B 氏 うん。あの、3人目ですけども、一度見えただけで。
 — 3人目の新しい方は？
- B 氏 うん。あの……2人ともね、1回、1回……3人の人が1回来ただけで。
 — それぞれ1回ずつ？
- B 氏 そうです、うん。
 — では、1年に1回ぐらいですか。1年に1回もないんじゃないかとか？
- B 氏 そうですね、担当の方も替わるんでしょうから。私の家に見えたのは、1人に1回ずつです。
 — ああ、そうですか。
- B 氏 うん。だけど、他の人は……あの、今の方と同じ、あの……私のワーカーの人がいるんですけど、その人「今日も来たわよ」って言ってね、言った人がいるけど。「お宅、見えた？」って言うから「いや、私も留守だったかもしれないけど、見えてないよ、会ってないよ」って言ったら「今日も来たのよ」って言う人がいるんですね。
 — ああ、そうですか。
- B 氏 だから、その人の問題があると思うんですよ。まあ、向こうの言うことを聞かないから、うん…
 …。

③

— あなたの状況に合わせて、今後の目標が設定できるよう対応してくれましたかということですが、今後の目標等についての話し合いはしていないわけですね？

C 氏 はい。

④

— C4についても非該当ですね。

⑤

— Cの4、では、そういった今後の目標、このような生活を目標にして立てましようといった、目標を立てるようなお手伝いはしてくれていますか。

E2氏 特にないですね。

E1氏 ただ、なるべくね、がんばって病気を治して「早く自立できるようにがんばっていきましょう」という話はされますですね。

C5 生活の安定や自立にむけて、課題の優先度や阻害要因を検討し、短期的、中長期的な目標を設定する

①

— あとはCの4番、Aさんのご家庭の状況に合わせて、どのような目標を今後立てられるかとか、そういった目標設定ということも、もちろんご自身から訴えていくということもあるのですが、ワーカーさんのほうから促されるということはありませんか。

A 氏 そうですね、今、高2の息子が同居しながら、バイトしながらがんばっているんですけども、やっぱり子供がもしも出ていった場合のことを、対策は、一応あとは……まあ、定時制高校なんでね、早い子は3年で卒業できるらしいんですけど、うちはちょっと、あの、まあまあ単位なので、一応、4年はいらっしゃるんですけども。

もしも子供がね、あの……その、今の家から出ていった場合に、生活が今度はどういうふうになるのかってことは、やっぱり常に思ってますね。今は高校生として、親と同居していますけど、やっぱり社会人になって「ここから飛び出していくよ」という場合に、生活が今度はどういうふうになるのかなっていうことは、やっぱり気持ちの中にはありますね。

— それは、例えばワーカーさんのほうから「今、お子さんは定時制に行かれているけど、今後、進路によっても状況が変わってくるけど」といったことは、中学校から、例えばここに越してきたときにちょっと話があったり、そういうことはあったのですか。高校のときでも、今また大学に進まれるときに、折に触れてというか？

A 氏 そうですね、中学から高校にかけてのときは、そういうやっぱり説明は頂きました。だけど、ま

ずは卒業してから、またね、あの……子供さんが元気に卒業するまでは一応、今の問題なんだから、その卒業する間際にね、「状況が変わったときに、またご相談しましょう」ということで、はい。

やっぱりまだ2年先のことをね、ワーカーさんと話しても、まだどうなるか分からないので。はい。だから、そういう、あの……中学、高校とかって、そういうときにやっぱり学校に入ったときなんかも、色々とは話をさせていただきました。はい。

— なるほど。それで、ご自身からは、子供さんが高校に行かれて今後どうしていきたいといったことは一応、ワーカーさんに伝えてはいるのですか。やはり伝えたいけれども、今は時期的にまだ早いから、もう少したってから相談しましょうという感じでしょうか。

A 氏 それはやっぱりそのつど、そのつどの対応なので……はい。

— でも、今、何となく頭の隅には「そろそろどうしようかな」というようには、ご家庭の中ではちよっと考えているという？

A 氏 ええ、私達は一応、子供と話しています。本人はやっぱりね、卒業したら、表にやっぱり……そんなことを言っただけ失礼なんですけど、やっぱり制限されるじゃないですか、生活保護を受けていると、こう、一生懸命働こうと思っても？ だけど、やっぱり働いた分……そんなことを言ったら大変申しわけなくは思っているんですけど、やっぱり子供にしてみれば、働いた分はね、やっぱり他の、やっぱり社会人の方と比べて……みんな少しは家庭の中に入れても、あとはもう自分で色々なものに使ったり、買ったりするのがやっぱり自由にできるといったら言い方は悪いんですけど、やっぱり制限されてしまいますので、常にいつも衝突はしていますね、我が家も。

もう生活保護でこれしか枠ができないんだから、限度内でがんばって生きていきなさいとは言っているんですけども、やっぱり……それがやっぱり心のわだかまりにはなっていますね。だから、もう二言目には「おれは高卒したら、ここから出て行くぞ」「一生懸命がんばってお金をいっぱい貯めるぞ」と言っていますけども。やっぱりこの、制限されて束縛されるというのは、やっぱり子供ながらに負担を掛けているのは悪いなとは私も……私達、夫も私も思っていますね、やっぱり。

ただ、その点では子供がやっぱり小さいときから、夫が障害者になったってことでね、あの……気持ち的には理解してくれているんで、ありがたくは思っていますけど、やっぱり子供自身はやっぱり学校へ行きながら、社会人の付き合いとあってあると「お前、働いていんのによ、付き合い悪いな」と言われるらしいんですけどね。やっぱり「生活保護を受けているから、おれは働いてもこれしかできないんだよ」ということは、やっぱり気持ちの中で、やっぱり言えないみたいですね。だから「ちょっと都合があるからよ」と言って、ごまかしてはいるらしいんですけども。やっぱり何かにつけて、そういうときは「おれんちはよ、一生懸命働いてもよ、だめだもんな」なんて言うからさ、「うーん」って。

— やはりその分、生活保護の収入の認定のほうに回るということですね。

A 氏 はい。だから、Sさんにも一応、抗議したんですね、子供自身も。やっぱり、あの……えーっと、今の段階だと1万円と、それから1万1000円は免除されるけど、それ以上は収入によって親を扶養しなくちゃいけませんよってことを、一応、子供を交えて、話は一応しましたね。そうしましたら、子供が「じゃあ一生懸命働いても働いても、親の面倒を見なくちゃいけないんだ」って。ということはやっぱり、じゃあアルバイトしないほうが……まあね、偏屈な言い方をすれば「じゃあ、アルバイトをしない子は一番いいじゃんか」とは言っていましたけどね。

やっぱりそういう問題じゃなくて、やっぱり働くってことは、やっぱりお金をもらうということとはどんなに大変かってことをね、私達は経験してもらいたいし、本人もやっぱりパッと社会に出たときにね、とまどうことがないようにと思って、わずかながらでも、まあ、親を扶養するってことはこんなに大変だよってことを、やっぱり体験を通してね、あの……あの、実現してもらいたかったの。はい。

— ですよ。

A 氏 はい。生活保護を受けているから、何でもかんでも「おめぐみ」といったら言い方が悪いんですけど、「助けてもらうっていうんじゃないで、やっぱり返すという気持ちもね、心のどこかでないと大変なんだよ。お互いがやっぱりこれは大事な税金の中で、私達が使わせてもらっているんだから、そういう点ではね、やっぱりどこかで返すという気持ちをね、家族の中でも持っていないとだめなんだよ」ってこと……「うん、分かっているけどさ、でも、いつも一生懸命働いても、働いても、おれの小遣いには足りないんだよな」ってことで、はい。

— 17、18歳のお子さんにとってはね、周りの人は親から小遣いをもらっているというときに……。

でも、その辺はたくましくあれして生きるすべをきちんと。

- A 氏 ね、ありがたいと思っているけど、でも、それなりに、あの、やっぱりあの、そのときの担当がSさんだったんですね。で、うちもやっぱり高校に入るのには、入れて色々な準備金が要るじゃないですか？ それで、そのときに社協さんにも2月頃、学校のほうから、先生からご連絡いただいたもんですから「Aさんちは生活保護を受けているから、高校に入るといっても、色々な入学金の準備金が要ると思うから、社協さんに行ってください」って言われて、社協のほうに相談したんですね。あの……えーっと、福祉介護センターの中にある、4階の中に。

そのときに「いや、Aさん、介護を受けていても、生活保護を受けていても、今度高校の方が認めてもらうようになったので、生活扶助として出るから、その足りない分はバイトをして補ってください」。で、「そのAさんに使う分を違う方にね、回してあげようじゃないか」っていうことで、子供も一応、説得されて「いや、バイトします」って言ってすぐに。ええ、バイト、入学してすぐに、もう10日ぐらいからもう始めて、もうかれこれ2年近くなるんですけど。はい。

だから、そういう点ではね、あの、こう……社協の方も、生活保護課の方も一緒に来られて話をしてくれたんですけども、やっぱり子供も「しっかりしなくちゃ」って気持ちはやっぱりありますよね。で、自分だけがそれを助けてもらうんじゃなくて、じゃあおれが働いた分は、あの、収入でまかなって何とかやっていければ、まあ、生活扶助費で高校も認めてもらったってことで「じゃあ、この分は誰かのために役に立つんだ」ってことで……はい、その点はやっぱり理解してもらったことは、やっぱり親としてもありがたいと思います。

やっぱりね、やっぱり中学卒業して、まだ……ねえ、ひよこなのに「もうバイトしなくちゃ」という気持ちをそこでね、2月頃にこう、心構えっていうんですか、準備したっていう気持ちは、やっぱり親にとっては、やっぱり感謝の気持ちでいっぱいですね、そのときは。

—— 一緒にそういう社協のところに行ったりとか、そのやりとりなんかを聞かれているあいだに、お子さんの中でも何かそのような気持ちになってきたのでしょうかね。

- A 氏 はい、そうですね、だから、もうすぐに……ええ、バイトを見つけてきましたね。

—— ああ……では、今のはCの5だけではなく、6のことも一緒にちょっと含まれて……。

- A 氏 あ、色々なことをしゃべってしまって、申しわけないんですけど。

②

特にない

③

- C 氏 ただ「仕事をしてください」という……今ですか。

—— いえ、今ではなくその当時です。

- C 氏 その当時は……。

—— なかったですか。

- C 氏 なかった。とにかく私の連れ合いの病気のことを心配していただきました。

—— では、今後あなたとお子さんのこととか、配偶者のことについて詳しく……どうぞ足を崩してください。

- C 氏 あ、私は大丈夫なんです。

—— あ、そうですか。辛くないですか。大丈夫ですか、はい。もし辛かったら崩してもらって結構です。

では、連れ合いの方のことについては色々聞かれたけれども、あなたやお子さんのことについては、特にそんな話はなかったのですかね？

- C 氏 はい。

—— 分かりました。逆に言うと、お子さんのことで「こういうところに相談したほうがいいよ」といった話は何もなかったですか。

- C 氏 あ、ありました。「病院に行って」とか……はい。

④

—— C5についても非該当ですね。

⑤

——それがCの5でしょうか。Cの5は当面のことや長い目で見た場合、どのようにしていくかについて、ケースワーカーと一緒に考えたこと、または今後どうされたいか伝えたいことはありますかという質問なのですが。

E1氏 今のがそれかなと思うんだけど……。

——そうですね。そのあたりをワーカーさんと少し……。

C6目標にむけて活用できる一時扶助や地域の社会資源について、被保護者に具体的に情報提供する

⑥

——あとはCの4番、Aさんのご家庭の状況に合わせて、どのような目標を今後立てられるのかとか、そういった目標設定ということも、もちろんご自身から訴えていくということもあるのですが、ワーカーさんのほうから促されるということはありませんか。

A氏 そうですね、今、高2の息子が同居しながら、バイトしながらがんばっているんだけど、やっぱり子供がもしも出ていった場合のことを、対策は、一応あとは……まあ、定時制高校なんでね、早い子は3年で卒業できるらしいんですけど、うちはちょっと、あの、まああの単位なので、一応、4年はいらっしゃるんですけど。

もしも子供がね、あの……その、今の家から出ていった場合に、生活が今度はどういうふうになるのかってことは、やっぱり常に思ってますね。今は高校生として、親と同居してはいますが、やっぱり社会人になって「ここから飛び出していくよ」という場合に、生活が今度はどういうふうになるのかなってことは、やっぱり気持ちの中にはありますね。

——それは、例えばワーカーさんのほうから「今、お子さんは定時制に行かれていますけど、今後、進路によっても状況が変わってくるけど」といったことは、中学校から、例えばここに越してきたときにちょっと話があったり、そういうことはあったのですか。高校のときでも、今また大学に進まれるときに、折に触れてというか？

A氏 そうですね、中学から高校にかけてのときは、そういうやっぱり説明は頂きました。だけど、まずは卒業してから、またね、あの……子供さんが元気に卒業するまでは一応、今の問題なんだから、その卒業する間際にね、「状況が変わったときに、またご相談しましょう」ということで、はい。

やっぱりまだ2年先のことをね、ワーカーさんと話しても、まだどうなるか分からないので。はい。だから、そういう、あの……中学、高校と違って、そういうときにやっぱり学校に入ったときなんか、色々とは話していただきました。はい。

——なるほど。それで、ご自身からは、子供さんが高校に行かれて今後どうしていきたいといったことは一応、ワーカーさんに伝えてはいるのですか。やはり伝えたいけれども、今は時期的にまだ早いうちから、もう少したってから相談しましょうという感じでしょうか。

A氏 それはやっぱりそのつど、そのつどの対応なので……はい。

——でも、今、何となく頭の隅には「そろそろどうしようかな」というようには、ご家庭の中ではちょっと考えているという？

A氏 ええ、私達は一応、子供と話しています。本人はやっぱりね、卒業したら、表にやっぱり……そんなことを言っただけ失礼なんですけど、やっぱり制限されるじゃないですか、生活保護を受けていると、こう、一生懸命働こうと思っても？ だけど、やっぱり働いた分……そんなことを言ったら大変申しわけなくは思っているんですけど、やっぱり子供にしてみれば、働いた分はね、やっぱり他の、やっぱり社会人の方と比べて……みんな少しは家庭の中に入れても、あとはもう自分で色々なものに使ったり、買ったりするのがやっぱり自由にできるといったら言い方は悪いんですけど、やっぱり制限されてしまいますので、常にいつも衝突はしていますね、我が家も。

もう生活保護でこれしか稼ができないんだから、限度内でもがんばって生きていきなさいとは言っているんですけど、やっぱり……それがやっぱり心のわだかまりにはなっていますね。だから、もう二言目には「おれは高卒したら、ここから出て行くぞ」「一生懸命がんばってお金をいっぱい貯めるぞ」と言っていますけども。やっぱりこの、制限されて束縛されるというのは、やっぱり子供ながらに負担を掛けているのは悪いなとは私も……私達、夫も私も思っていますね、やっぱり。

ただ、その点では子供がやっぱり小さいときから、夫が障害者になったってことでね、あの……気持ち的には理解してくれているんで、ありがたくは思っていますけど、やっぱり子供自身はや

やっぱり学校へ行きながら、社会人の付き合いとかあってあると「お前、働いていんのによ、付き合い悪いな」と言われるらしいんですけどね。やっぱり「生活保護を受けているから、おれは働いてもこれしかできないんだよ」ということは、やっぱり気持ちの中で、やっぱり言えないみたいですね。だから「ちょっと都合があるからよ」と言って、ごまかしてはいるらしいんですけども。やっぱり何かにつけて、そういうときは「おれんちはよ、一生懸命働いてもよ、だめだもんな」なんて言うからさ、「うーん」って。

—— やはりその分、生活保護の収入の認定のほうに回るということですね。

A 氏 はい。だから、Sさんにも一応、抗議したんですね、子供自身も。やっぱり、あの……えーっと、今の段階だと1万円と、それから1万1000円は免除されるけど、それ以上は収入によって親を扶養しなくちゃいけませんよってことを、一応、子供を交えて、話は一応しましたね。そうしましたら、子供が「じゃあ一生懸命働いても働いても、親の面倒を見なくちゃいけないんだ」って。ということはやっぱり、じゃあアルバイトしないほうが……まあね、偏屈な言い方をすれば「じゃあ、アルバイトをしない子は一番いいじゃんか」とは言っていましたけどね。

やっぱりそういう問題じゃなくて、やっぱり働くってことは、やっぱりお金をもらうということとはどんなに大変かってことをね、私達は経験してもらいたいし、本人もやっぱりパッと社会に出たときにね、とまどうことがないようにと思って、わずかながらでも、まあ、親を扶養するってことはこんなに大変だよってことを、やっぱり体験を通してね、あの……あの、実現してもらいたかったの。はい。

—— ですよ。

A 氏 はい。生活保護を受けているから、何でもかんでも「おめぐみ」といったら言い方が悪いんだけど、「助けてもらうっていうんじゃないで、やっぱり返すという気持ちもね、心のどこかでないと大変なんだよ。お互いがやっぱりこれは大事な税金の中で、私達が使わせてもらっているんだから、そういう点ではね、やっぱりどこかで返すという気持ちをね、家族の中でも持っていかないとだめなんだよ」ってこと……「うん、分かっているけどさ、でも、いつも一生懸命働いても、働いても、おれの小遣いには足りないんだよな」ってことで、はい。

—— 17、18歳のお子さんにとってはね、周りの人は親から小遣いをもらっているというときに……。でも、その辺はたくましくあれして生きるすべをきちんと。

A 氏 ね、ありがたいと思っているけど、でも、それなりに、あの、やっぱりあの、そのときの担当がSさんだったんですね。で、うちもやっぱり高校に入るのには、入れて色々な準備金がかかるじゃないですか？ それで、そのときに社協さんにも2月頃、学校のほうから、先生からご連絡いただいたもんですから「Aさんちは生活保護を受けているから、高校に入るといっても、色々な入学金の準備金がかかると思うから、社協さんに行ってください」って言われて、社協のほうに相談したんですね。あの……えーっと、福祉介護センターの中にある、4階の中に。

そのときに「いや、Aさん、介護を受けていても、生活保護を受けていても、今度高校の方が認めてもらうようになったので、生活扶助として出るから、その足りない分はバイトをして補ってください」。で、「そのAさんに使う分を違う方にね、回してあげようじゃないか」っていうことで。で、子供も一応、説得されて「いや、バイトします」って言うてすぐに。ええ、バイト、入学してすぐに、もう10日ぐらいからもう始めて、もうかれこれ2年近くなるんですけど。はい。

だから、そういう点ではね、あの、こう……社協の方も、生活保護課の方も一緒に来られて話をしてくれたんですけども、やっぱり子供も「しっかりしなくちゃ」って気持ちはやっぱりありますよね。で、自分だけがそれを助けてもらうんじゃないで、じゃあおれが働いた分は、あの、収入でまかなって何とかやっていければ、まあ、生活扶助費で高校も認めてもらったってことで「じゃあ、この分は誰かのために役に立つんだ」ってことで……はい、その点はやっぱり理解してもらったことは、やっぱり親としてもありがたいと思います。

やっぱりね、やっぱり中学卒業して、まだ……ねえ、ひよこなのに「もうバイトしなくちゃ」という気持ちをそこでね、2月頃にこう、心構えていうんですか、準備したっていう気持ちは、やっぱり親にとっては、やっぱり感謝の気持ちでいっぱいですね、そのときは。

—— 一緒にそういう社協のところに行ったりとか、そのやりとりなんかを聞かされているあいだに、お子さんの中でも何かそのような気持ちになってきたのでしょうかね。

A 氏 はい、そうですね、だから、もうすぐに……ええ、バイトを見つけてきましたね。

—— ああ……では、今のはCの5だけではなく、6のことも一緒にちょっと含まれて……。

A 氏 あ、色々なことをしゃべってしまって、申しわけないんですけど。



— それから今、生活されている中で、生活保護の中で、例えば一時扶助というか、普通の生活費の中に「こんなことにも追加でお支払いできる」とか、あとは地域の中で「生活保護以外にもこういった制度やサービスが使えます」とか、そういった連絡とか説明は？

B 氏 もちろん、あの、主人のときの葬儀代は出ましたよね。で、まだ納骨に行っていないんですよそれで、あの、3年目……明けて3回忌になるんで、あの……子供達が、もうここまで来たから、3回忌をこっちで終わらせて、それから……九州なんですよ。

— ああ、大変ですね。

B 氏 うーん。だから、あの……九州まで、あの、納骨堂があるんで、行こうという……「連れていくから」とは言ってくれるんですね。だから、お寺さんには……向こうのお寺さんに相談したら「分骨でもいいんですよ」って言われたんですよ。だから「お母さん独りで行くんだったら、分骨しないと、あの大きなの、とてもじゃないけどね、重たいんで、抱いていけないから」と。「お母さん、独りでも行ってくるけど」って言ったら「だめだ」って子供達が言うんです。「どこを持っていくか分かんないのにな、分骨なんかできない」って言うから。

だから、しょうがないから待っているんですよ、子供達が「仕事の都合を付けて行く」って言うんでね。だから、あの……子供達は車で、あの……フェリーを使って行くみたいですけど、行くときになれば。そうすると「おふくろは疲れるから、新幹線か飛行機でもいいから、先に行け」って言うんですけど。

でも、納骨代とは出るんですけど、その交通費もある程度は出るんだと思うんですけどね。だから、それは言われました。「納骨代も、旅費も、こちらから出ますよ」ということは言われたんですけど。だから、それを計算して請求しなきゃいけないわけでしょう？ どうだか分からない。でも、行ってみないことには、いくら掛かるか分からないわけですよ。

— では、その納骨の「遠距離だけど、行きたいのだけでも」ということは？

B 氏 言いました。

— 1回、お話しされて？

B 氏 ええ、ええ。

— で、それは「出るよ」ということまでは？

B 氏 うん、そうです。うん、そこまでは聞いてます。だから、旅費もまあ、1人分ですよ。私の分だけしか、それは出ないんでしょうけど、それはもう子供達も分かっていますけど。だけど、今のね……ちょっと飛行機とか新幹線……飛行機で出るんだか、新幹線で出るんだか分からないけど、それを計算して、それから今度は、あの……普通の電車で3時間ぐらい掛かるんですよ、博多までしか行きませんからね。

— ええ、ええ。では、使えるだろうということですが、では、どのようにして出るかという？

B 氏 はい。それは、あの……そのときになって詳しく聞きにいかなくちゃいけないんですけど。

— ああ、「使うことになったらご相談ください」という感じですね？

B 氏 そうです、はい。



— そうですか、分かりました。では、Cの6に行きます。あなたが活用できる制度ですね。地域の中でこのようなものが活用できるという情報提供を受けたかということです。お子さんのこともそうですし、病院のこともそうですが、そういったことは色々と情報提供を受けたということですね？

C 氏 はい。



C6についても情報提供を受けていないので「なし」。



Cの6です。活用できる一時扶助など、地域にある色々な制度について情報の提供を受けましたか。

E1氏 おれは受けてない。だから、さっきも言ったように、その……市役所行って、書類？取ったけど…？…ただでできるっていうのがね、…？…。

— 自分から調べなければならない？ ワーカーさんからは教えてくれないのですね。なるほど。はい。

C7被保護者の意向に配慮しながら、一時扶助や地域の社会資源の選択・活用の目処をたてる

①

— いえ、もちろんいいのです。C7まで行きましたね。先ほど、三つの色々な機関の空白ということと少し重なりますが、Cの8番、担当のワーカーさんはY市の地域の色々な制度とか、サービスとか、社会資源のことを理解して、そういう必要なときに、そういったところと色々な連携とか、必要が図れるように、その人達同士でうまく関係づくりとか、連携体制がすごく良好に作られているというように、利用する側から見ていてお感じになったのでしょうか。

A氏 あ、それはありがたいですね。やっぱりこういうところに相談に行って、で、対応されて、もうすぐ、こう連絡を取っていただいて「じゃあ、一緒に相談しようか」ってことでは、あの、私達はスムーズに行っていますね。

ただ、あの……今、お金の話でちょっと思い出したんですけども、実はですね、障害の認定を受ける前に、単独2級になる前には合併の2級だったんですね。で、上は一応コルセットで、もう何回か体に合わせて、体型が変わると作ってもらう、あの、マネキンさんの中身をここへくっつけたような感じなんですけど。やっぱりそのコルセットをしていて下半身が麻痺なので、下は2級なんですけど、上が3級になっているんですね。すると、合併3級になっちゃうと、合併の3、単独の2級と合併の2級は違うんですね。

で、その合併の2級のときに一応、何度か倒れたことがあるんですよ。で、そのときも救急車で……あ、こんなことをしゃべってもいいんですか。

— ああ……いいです。(笑)

A氏 うちの場合は生活保護と医療事務所と、それから介護保険と三つが重なっちゃうんですね。だもんですから、何かにつけて、その真ん中のコンパスじゃないけども、三つあったときに、この真ん中が空洞になってしまうので、三つ「あっちへ行け」「こっちへ行け」って、しょっちゅう回されまです、何か相談すると。「これは生保の関係じゃない」「これは介護保険の関係じゃない」「これは医療の関係じゃない」って。「じゃあ真ん中はどうするんですか」って。はい、それが一番悩んでいますね。

②

— それから今、生活されている中で、生活保護の中で、例えば一時扶助とか、普通的生活費の中に「こんなことにも追加でお支払いできる」とか、あ*とは地域の中で「生活保護以外にもこういった制度やサービスが使えます」とか、そういった連絡とか説明は？

B氏 もちろん、あの、主人のときの葬儀代は出ましたよね。で、まだ納骨に行っていないんですよそれで、あの、3年目……明けて3回忌になるんで、あの……子供達が、もうここまで来たから、3回忌をこっちで終わらせて、それから……九州なんですよ。

— ああ、大変ですね。

B氏 うーん。だから、あの……九州まで、あの、納骨堂があるんで、行こうという……「連れていくから」とは言ってくれるんですね。だから、お寺さんには……向こうのお寺さんに相談したら「分骨でもいいんですよ」って言われたんですよ。だから「お母さん独りで行くんだったら、分骨にしないと、あの大きなの、とてもじゃないけどね、重たいんで、抱いていけないから」と。「お母さん、独りでも行って来るけど」って言ったら「だめだ」って子供達が言うんです。「どこを持っていくか分かんないのにね、分骨なんかできない」って言うから。

だから、しょうがないから待っているんですよ、子供達が「仕事の都合を付けて行く」って言うんでね。だから、あの……子供達は車で、あの……フェリーを使って行くみたいですけど、行くときになれば、そうすると「おふくろは疲れるから、新幹線か飛行機でもいいから、先に行け」って言うんですけど。

でも、納骨代とは出るんですけど、その交通費もある程度は出るんだと思うんですけどね。だから、それは言われました。「納骨代も、旅費も、こちらから出ますよ」ということは言われたんです

けど。だから、それを計算して請求しなきゃいけないわけでしょう？ どうだか分からない。でも、行ってみないことには、いくら掛かるか分かんないわけですよ。

——では、その納骨の「遠距離だけど、行きたいのだけでも」ということは？

B 氏 言いました。

——1回、お話しされて？

B 氏 ええ、ええ。

——で、それは「出るよ」ということまでは？

B 氏 うん、そうです。うん、そこまでは聞いてます。だから、旅費もまあ、1人分ですよ。私の分だけしか、それは出ないんでしょうけど、それはもう子供達も分かってますけど。だけど、今のね……ちょっと飛行機とか新幹線……飛行機で出るんだか、新幹線で出るんだか分からないけど、それを計算して、それから今度は、あの……普通の電車で3時間ぐらい掛かるんですよ、博多までしか行きませんからね。

——ええ、ええ。では、使えるだろうということですが、では、どのようにして出るかという？

B 氏 はい。それは、あの……そのときになって詳しく聞きにいかなくちゃいけないんですけど。

——ああ、「使うことになったらご相談ください」という感じですね？

B 氏 そうです、はい。

③

——では、C7に行きます。あなたの意向に配慮して、色々な制度や地域の色々な……病院など、活用できるものについては、あなたに合わせて対応してくれたわけですね？

C 氏 はい、はい。

④

C7についても処遇方針を知らせていないので、非該当。

⑤

該当しない

C8 担当地域や地域の社会資源を理解し、必要なときに社会資源の活用・連携が図れるよう、ワーカー一人または組織として関係づくりに努める

①

——いえ、もちろんいいのです。C7まで行きましたね。先ほど、三つの色々な機関の空白ということと少し重なりますが、Cの8番、担当のワーカーさんはY市の地域の色々な制度とか、サービスとか、社会資源のことを理解して、そういう必要なときに、そういうところと色々な連携とか、必要が図れるように、その人達同士でうまく関係づくりというか、連携体制がすごく良好に作られているというように、利用する側から見ていてお感じになったでしょうか。

A 氏 あ、それはありがたいですね。やっぱりこういうところに相談に行って、で、対応されて、もうすぐ、こう連絡を取っていただいて「じゃあ、一緒に相談しようか」ってことでは、あの、私達はスムーズに行っていますね。

ただ、あの……今、お金の話でちょっと思い出したんですけども、実はですね、障害の認定を受ける前に、単独2級になる前には合併の2級だったんですね。で、上は一応コルセットで、もう何回か体に合わせて、体型が変わると作ってもら、あの、マネキンさんの中身をここへくっつけたような感じなんですけど。やっぱりそのコルセットをしていて下半身が麻痺なので、下は2級なんですけど、上が3級になっているんですね。すると、合併3級になっちゃうと、合併の3、単独の2級と合併の2級は違うんですね。

で、その合併の2級のときに一応、何度か倒れたことがあるんですよ。で、そのときも救急車で……あ、こんなことをしゃべってもいいんですか。

——ああ……いいです。(笑)

A 氏 うちの場合は生活保護と医療事務所と、それから介護保険と三つが重なっちゃうんですね。だもんですから、何かにつけて、その真ん中のコンパスじゃないけども、三つあったときに、この真ん

中が空洞になってしまうので、三つ「あっちへ行け」「こっちへ行け」って、しょっちゅう回されます、何か相談すると。「これは生保の関係じゃない」「これは介護保険の関係じゃない」「これは医療の関係じゃない」って。「じゃあ真ん中はどうするんですか」って。はい、それが一番悩んでいますね。



— ではCの8番、福祉事務所や担当の方は、ご本人様がよい暮らしができるように、色々な病院とか、施設とか、他の地域の民生委員の方などと協力し合いながら、連絡を取り合っているといった印象は？

B 氏 あの、民生員の方はね、あの……福祉とは関係ないと思うんですけど、月に1回ね、あの……例えば今回はね、食用油が来てましたし、先月はね、サツマイモとかね、何かその月によって、何か置いてありましたね、私が留守だから縁側に。

それで民生委員の、えーっと……Mさんと言ったかな、あの、来ましたけど「伺いましたけど留守だったので、これを使ってください」と、書き置きして置いてありました。毎月、だから何かしら来ています。福祉のほうとは関係ないと思うんですけどね。

— では、民生委員の方は月に1回はいらっしゃって、たまにいらっしゃるときはお話されたり？

B 氏 あ、2回ぐらいしか会ってない。(笑)



C 氏 はい。



C 8についても、これは非該当ですね。



— Cの8です。今度はワーカーさん側の姿勢なのですが、ケースワーカーや事務所では、利用者が地域でよりよい暮らしができるように、ワーカーさん自身が地域の病院とか、福祉施設とか、ハローワークとか、職場などよい関係を取るように、ワーカーさんや事務所が努力しているといったことは感じられますか。

E 1 氏 何て言うの、…?…のあれでね、「この病院へ行きたいんだけど」って言えば、救急車って言えば出してくれるけども……。医療…?…ですか、?立ち会ってるけど、仕事の、ハローワークのほうは「自分でしなさい」っていう……「自分で探してください」って言われてるだけで……。

— ワーカーさんのほうから、積極的に色々なところと関係づくりをしているという感じでは……？

E 1 氏 ……ないですね。

— ないですね？

E 1 氏 最近はそのように、やっているみたいですけどね。ちゃんと付いて……ハローワークまで付いて行って、やってみただけど。

— あ、そうですか。最近はずいぶん、他の人の話などを聞くと、関係づくりをやっているのかと？

E 1 氏 ええ、履歴書の書き方とか、あの、相手先の対応の仕方……相手先に対しての対応の仕方なんかもう、教えてるみたいですけどね。

— ああ、ケースワーカーさんが？

E 1 氏 ええ。それから専門の人もいるみたいで。

— はい、なるほど。

E 1 氏 私は保護を受けられましたが、その人いなかったもんですから。(笑)

— 自分でやらなければいけない。

E 1 氏 手続きも全部ね。…?…働いたときも…?…一緒に働いた人がいたからね、そこで頼んで、雇ってもらったんですけど。

— では、もう全部、自分で一つひとつやっていっている？

E 1 氏 うん。

C9 複雑な問題を抱えたケースや、対応が困難なケースについて、ケース診断会議等で処遇方針（援助計画）を組織的に検討する

→（非該当）

C10 処遇方針（援助計画）を具体的・明瞭に記録する

→（非該当）

C11 被保護者に対し、処遇方針（援助計画）について説明し、同意を得るよう努める

①

— そうですね。あとは少し戻ってしまいますけど、Cの11番、ワーカーさんの目標というのでしょうか、Aさんの世帯にどのような目標を持って関わりますか、そのような説明は受けましたか。

A 氏 あ、うちの場合はそういうふうトラブルを起こしたときに、もう事前に上司の方がやっぱり説明しまして、そこからうちのも2級になって変わらないので、こまごまとした説明はやっぱりないんですね。もう2級になった時点で、色々なことを全部言っていましたので、はい。

②

— そうですね、分かりました。あとは、ワーカーさんはどのようにご本人と関わろうと思っているとか、行政として援助する側はどのような方針で関わろうと思っているとか、そういったお話は？

B 氏 いや、そういうことはもう……2人で話したことないですから。

— ないですか。そうですね、「1回ずつぐらいだけ」とおっしゃっていましたね、

③

— Cの11。「ケースワーカーは、生活保護利用中のあなたへの支援の目標や仕方について説明し、あなたの理解を得られるようにしていますか」という形ですが、処遇方針などを聞いたことがないわけですから、同意を得ているわけではないわけですね？ はい、分かりました。これはないということですね。

④

C11については、利用者に対して援助計画についての説明をし、同意を得るよう努めているという形ですが、これは聞かれていないわけですから「なし」ですね。はい。

⑤

該当しない

C12 処遇方針（援助計画）について、関係者と役割を分担する

→（非該当）



<D 保護の実施（保護費の決定と相談援助）の過程>

D1 最低生活費や収入を適正に認定し、正確な扶助費の算定を行う

①

— ではD1、月々の保護費の計算ですが、これは正確にちゃんと計算されたものが一応、来ている？ いくつかこれまでのトラブルをお話いただいたのですが、基本的には月々の保護費の計算は正確にやっているというように、お感じになっているのでしょうか。

A 氏 うちの場合は毎月毎月、通院費と……で、あの、去年の4月から子供がアルバイトをしていますので、就労というので毎月毎月、来るんですね、生活の支給のあれの内容が。それが他を見ると、やっぱり変わらないと「え、うちだけ毎月来るの？」と言ったら、Nさんが「Aさんの場合は通院していて、通院介助とかそういうのがあつたし、また高校にも入っているから高校のお金とか、それから就労している息子さんの就労なんかもあるから、毎月出さなきゃいけないんだよ」ってことで、うちの場合は毎月、来てるんですけど。やっぱり生活……あの、あの、数字は一応、きちんと

ています。

②

—— Dの1、月々の保護費は計算で来ると思うのですが、それは正確になされていると感じますか。

B 氏 うーん、やっぱりね、引くものは引いて、上がるということはないですけど。うん。

—— では、今はもう振り込みになっていらっしゃるということですね？

B 氏 そうです、そうです。

③

C 氏 はい。

④

—— なぜ、このような計算になっているのかという説明を受けたことがありますか。

D 2氏 いえ。

—— ないですか。

D 2氏 はい、ないです。

D 1氏 Nさんのところでこう「だいたいこのぐらいだよ」っていうことを言われて。

D 2氏 うん、そういうことだけで、それに対しては何もないです。

—— 内訳が書いてあるでしょう？

D 1氏 うーん。

D 2氏 あの、生活費だの……？

—— 生活費とか住宅費とか。

D 2氏 うん、住宅費とか書いてあります。

—— なぜ、それがそうになっているかということは聞いていない？

D 2氏 聞いたことがない。

⑤

Dの1です。月々の保護費の計算ですが、きちんと正確に計算されていると感じられますか。

E 2氏 それがねえ……。

E 1氏 それが分かんないんですよ。だから、一括で、世帯で来るからね。

—— そういえばこのあいだ、見せてもらいましたね、保護費の？

E 2氏 ええ。

—— どんな費目でどれだけ出ているかといったことが、分かりづらいと？

E 2氏 前よりはね、少しは分かるようになりましたけど、うん……引いたとか、あれはどこがどうなっているのか、未だに分からないですね。

E 1氏 うん、私なんかも一時ね、新聞配達をやってんですよ。それで出しても、いくら引かれて、いくら何とかがっているのは……。

—— では、特に収入があったときの認定の部分で、引いたり戻したりといったところが分かりづらい？

E 2氏 分かりづらいね。間違っていないだろうと思うから、こっちはね、そのまま、付けたまんまね、もうあれしますけども。

E 1氏 冬季加算とか……一時金？ 年末の一時金とか。

E 2氏 いくらになっているかっていうの、分からないわけです。

E 1氏 一緒くたに書いてあるから。あの……それと灯油代？ 冬季からの灯油代ですよ。それなんかもね、いくらになるのかっていうのは書いてないし。

—— ああ、なるほどね。

E 1氏 「合わせて支給します」とは書いてあるけど……だから、自分で計算してみて、これで……これだよとか何かなって……ね？

—— なるほど。

E 1氏 でも、今回、年末一時金っていうのは、いくら出たのかっていうのは書いてなくて。去年は何か、書いてあったと思ったね。

E 2氏 交通費が300円……私、初めて申請してて。(笑)

—— ああ、突然の交通費ですね。ああ、なるほど。生活扶助のところに一時金なども含めて書いてあるわけですね。すると、分かりづらいわけですね。

E 1氏 だから、いくら出ているかっていうのは、自分で計算してみないと分からないんですよ。うちの会を出してる新聞に、毎年……年に1回だけど、4月に、あの……計算のあれが書いてあるんですよ。だから、それを、その新聞を見ながら計算して……。

だから、この前は2人一緒になったときに、結局調べたら、ちょっと少ないんですね、…?…のほう。それで、2人で保護課行って、そしたら、僕は?一類なのに…?…というんですよ。一律の計算でやっていたんですね。うん、だから、これだけ少なかった。それはすぐ向こうで認めて、今現在は?直っていますけどね。

D2 生活保護の仕組みや受給中の権利・義務について、被保護者に理解できるよう分かりやすく説明する

①

—— あとはD 2、これも多少ちょっと重複があるかもしれないのですが、生活保護で出せるお金とか、生活保護を利用しているときの決まりごとは、ワーカーさんから折に触れてというか、きちんと説明してもらっているでしょうか。

A 氏 それはときどき、忘れた頃じゃないけども……ええ、言われるんですけど、でも、自分達が先に質問するんで。はい。

—— ああ、なるほど。

A 氏 ええ、変わった時点で、その……あの、向こうから返事が来る前に、先に……ね、転ばぬ先の杖じゃないけど「あ、こういうこともできるけど、どうしたらいいですか」って、すぐにワーカーさんとは連絡を取ります。

②

—— ではDの2です。生活保護に出せるお金として、どのようなものには出せるとか出せないとか、利用しているときの決まりごとというか、そういったことは分かりやすく説明されましたか。

B 氏 うん、あの……今、言ったその、納骨のときのあれだけしか、まだ私も聞いてないですから。うん、だから、そこ……他のところの相談はまだ今のところないんで、してません。

③

C 氏 はい。

④

D 2氏 ああ、そういうのは分かりません。はい、はい。

⑤

—— Dの2に行きます。生活保護で出せるお金や、利用しているときの決まりごとについて、分かりやすく説明がされていますかという質問です。

E 1氏 分かりやすくというのは、どう……?

—— 例えば生活保護では一時扶助、先ほどの家具什器の一時扶助などが「出せますよ」とか、「引越しのときには転宅の資金が出ますよ」とか、そういった説明はありましたか。

E 1氏 そうなのは、何か…?…の時点での…?…。

—— 結局あいだとかでも?

E 1氏 引いているあいだのことは聞いてないですね。

D3 処遇方針(援助計画)にそって、就労自立に向けた具体的な指導・支援を行いましたか。

①

—— では、あとはDの3、就労の自立に向けた具体的な指導・支援を受けましたかということですが、これは先ほど、障害の等級が変わるときに「就職しろ」と言われたということと、あとはお子さんの今、高校のアルバイトというところと、このあとのことということで、現在は具体的には、ご自